申請日	令和	年	月	日	

## 中古住宅適合証明申請書

フラット35 (リフォームー体型) (第一面)

- 1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり適合証明を申請します。(注) なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。
- 2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

検査機関名 建築士事務所	名				街	]中						
申請者	又は 名 称 〒(		)住							印		
	TEL (	) - (		) - (	) FAX	( ) - (	) -	( )	担当者4 (事業者の場	<b>台:</b> ☆		
代理者 (申請者以外が手 続する場合に限り 記入)	氏 名 又は 名 称 〒(	フリガナ	)住	所:								
	TEL (	) - (		) - (	) FAX		) -	( )	担当者名 (事業者の場	<b>占:</b> 合)		
手数料 請求先	□ 申請者 □ 代理者	□ その他 L_	.	:社名: 所:〒(	- )	所属/	担当者名:		連絡	先:	_	
建物の所在地	地名地番											
是例》///压起	住居表示											
建物又は団は								住宅番号				号
工事着二	[日	(元号)	年	月	日	工事完了日	(元号)		年	月	日	
現地調査	希望日	令和	年	月	目	適合証明書 交付希望日		令和	年	月	日	
備	考											
※検査機関	受付欄	※検査者等	等名	※決裁者	名 ※整	理簿等記録照合欄		}	※判定欄			
							第	(証明年 令和 4	E月日及び 耳┃ ┃ 月		号	

(注)必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。

#### 中古住宅適合証明申請書

#### フラット35 (リフォームー体型)

(第二面)

#### <申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。)の 利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
  - (1) 機構のフラット35に適用される技術的基準に適合していること。
  - (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術 基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保 証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築 基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用について精算する場合 があることを承知しています。
- 6 発行後の適合証明書の有効期間は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は現地調査日から5年間(適合証明受理日において 竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。
- 7 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。
- 8 フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 9 フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。
- 10 フラット35の技術基準に不適合な場合は融資の対象とならないことを承知しています。

#### <個人情報の取扱い>

1 個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成 に必要な範囲で利用いたします。

- (1) 業務内容
  - ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。) イ その他これらに付随する業務
- (2) 利用目的

物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

- ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち、当該 建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
- イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	に必要な情報の収集等 ・機構が行う融資、フラット35(リフォームー体型)	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(リフォーム一体型)の融資の申込みを行う金融機関	・フラット35(リフォームー体型)に関する債権 の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う検査機関	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のため に必要な情報の収集等	

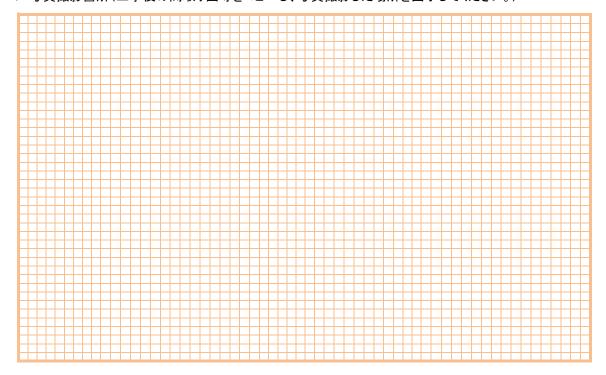
リフォーム瑕疵保険を利用しない方用 工事後

### 中古住宅適合証明申請書 中古住宅適合証明書付表 1

(フラット35 (リフォームー体型))

(第三面)

- ※申請に係るリフォーム工事箇所について、工事後の写真を貼り付けてください。
- ※間取り図等が本書式内に収まらない場合は、別紙として提出しても構いません。 別紙で提出する場合は、その旨を本書式に明記してください。
- 1 写真撮影箇所(工事後の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。)



2 建物全体の外観写真(リフォーム工事後)

リフォーム瑕疵保険を利用しない方用 工事後

## 中古住宅適合証明申請書 中古住宅適合証明書付表2

(第四面)

※申請に係るリフォーム工事箇所について、工事後の写真を貼り付けてください。 ※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工事後)

<ul><li>・ リフォーム工事実施箇所(工事後)</li></ul>
・リンオーム工事実施固別(工事後)

# 中古住宅適合証明申請書中古住宅適合証明書付表3

フラット35 (リフォーム一体型) (第五面)

	地名地番										
建物の所在地	住居表示										
建物又は団は								住宅番号	寻		号
不動産仲介業 リフォーム業						担当者(	) TE	L. (	)–(	)–(	)
今回のリフォー		改	築	□有□無		併用住宅区分		1円分々	□ 併用住宅	ਵ	
る改築、修緯	善の有無	修	繕	□有□	無	<b>所用住宅区</b> 为		厚用住宅		í	
フラット35Sの 用 (注1)	_ ,	□ 有□ 無		フラット35 Sを適用す る基準 (注2)	□ 1.省 □ 2.而 □ 3.ノ □ 4.而 【中古夕 □ 7.長 【特に優 □ 10. □ 11.	☆住宅基準】(金利Bフ エネルギー性( □ 断熱・ 基準適合住宅(建築物省エ 耐震性( □耐震等級(構 がリアフリー性(高齢者等) が人性・可変性(劣化対 イプ基準】(金利Bプ 引口部断熱(省エネ) 投差解消(バリア) を良な住宅基準】(金利 エネルギー性( □ 1.4 3.一次エネルギー間( □ 1.4 3.一次エネルギー間費量 バリアフリー性(高齢者 がリアフリー性(高齢者	等性能等 ネ法)(注4 造解に 管配慮対 第第等 (注7 (注7年)	(1) □ 性能 到壊等防止)2 (5等級3以上) 以上等(注6) (6.外壁等は 8.手すり影ン) 建築主基準 □ 性能向。 裏等防止)3) 策等級4等(	<ul><li>向上計画認定住宅</li><li>2以上 □ 免震</li><li>か熱(省エネ)</li><li>せ置(バリア)</li><li>□ 2.認定低が</li><li>上計画認定住宅(建</li></ul>	注集物省工ネ法) 建築物 金集生宅(注7)	(注5) )
	ォーム瑕疵 .予定法人/										
備考	(注7)										

- (注1) フラット35Sにおいて、全ての基準についての物件検査業務を行うことができるのは検査機関に限ります。適合証明技術者はフラット35S(中古タイプ基準)に係る判定に限り行うことができますのでご注意ください。
- (注2) フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。
- (注3) 「省エネルギー対策等級」の基準を満たす新築時の適合証明書又は建設住宅性能評価書を活用する場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー対策等級」に読み替えてください。
- (注4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定による基準適合認定建築物をいいます。
- (注5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
- (注6) 劣化対策等級3以上等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要です。
- (注7) フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち、「9.省エネルギー性 □2.認定低炭素住宅」を希望される場合は、「認定低炭素住宅の認定後の増・改築の有無」を備考欄に 記載してください。なお、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
- (注8) 高齢者等配慮対策等級4等: 評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
- (注9) フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち「12.耐久性・可変性」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S(特に優良な住宅基準)「耐久性・可変性」は利用できません。
- (注10) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された法人をいいます。 【平成27年2月現在の保険法人】株式会社住宅あんしん保証、住宅保証機構株式会社、株式会社日本住宅保証検査機構、株式会社ハウスジーメン及びハウスプラス住宅保証株式会社

2019年5月

# 中古住宅適合証明申請書 中古住宅適合証明書付表 4 (フラット3 5 (リフォームー体型))

(第六面)

#### リフォーム工事の内容

1.リフォーム工事工事施工者		氏名	又は名称								
		電	話番号	(	) — (	) — (	)				
		‡	担当者								
2.建築確認申請(	の有無	□1.有		2.無							
		□1.改	攻築工事 □2	2.修繕等工事							
3.リフォーム工事	の概要		フラット35及びフラット35Sの技術基準に 係る部分のリフォーム工事の有無 □2.無								
	工事箇所	□4.食事室	□2.寝室等 [ ☑ □5.洗面・浴: □7.その他(	□3.台所 住	リフォーム工事前 建物の面積	a. 住宅部分面 非住宅部分 b. 増築面積			•	m² m² m²	
4.増改築工事				<i>O</i>	増改築部分の 面積	c. 改築面積			+ +	m	
	工事内容			亩	d.		築による除去を含む)			mí	
	工事口任			積	リフォーム工事後 建物の面積	e. 住宅部分面 非住宅部分		1 : :	•	mí mí	
		居間	□1.間取りる 設備工事(6		L エ事(□2.天井 □ □7.電気 □8.ガン	3.壁 □4.床)	□5.建具	<u> </u>		)	
	室内部分	寝室等			L事(□2.天井 □ □7.電気 □8.ガン		□5.建具			)	
		台所			Ľ事(□2.天井 □ □7.電気 □8.ガン					)	
		食事室			Ľ事(□2.天井 □ □7.電気 □8.ガン		□5.建具 (			)	
5.修繕等工事		洗面· 浴 室			工事(□2.天井 □ □7.電気 □8.ガン		□5.建具 (			)	
0. 炒帽 分工事		便 所	□1.間取りる 設備工事(6		工事(□2.天井 □ □7.電気 □8.ガン		□5.建具 (			)	
		その他			工事(□2.天井 □ □7.電気 □8.ガン		□5.建具			)	
	外部廻り		□1.屋根・で □8.その他		-壁 □3.外部建	具 □4.門·塀 [	□5.車庫 □6.植	木•造園 □7	7.屋外給	<ul><li>・電気</li><li>)</li></ul>	
	構造部分		□1.基礎	□2.土台	□3.柱 □4.はり	<ul><li>けた □5.小屋</li></ul>	≧組み □6.筋カ	<i>い</i> □7.そ	の他(	)	
	その他		(							)	
備	老、	<del>Š</del>									
0.13	·										

2019年5月

リフォーム工事計画確認を省略し、かつ、 リフォーム瑕疵保険を利用しない方用

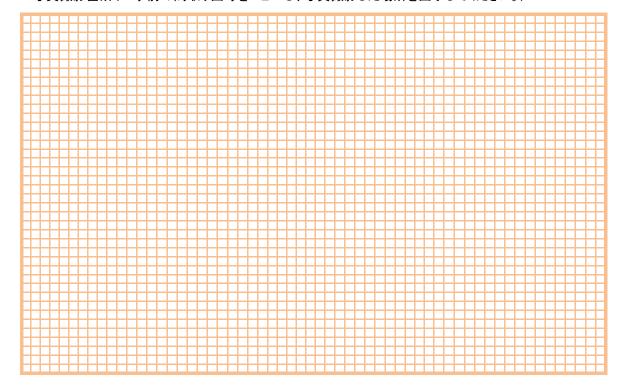
工事前

## 中古住宅適合証明申請書 中古住宅適合証明書付表 5

(フラット35 (リフォームー体型))

(第七面)

- ※申請に係るリフォーム工事箇所について、工事前の写真を貼り付けてください。
- ※間取り図等が本書式内に収まらない場合は、別紙として提出しても構いません。 別紙で提出する場合は、その旨を本書式に明記してください。
- 1 写真撮影箇所(工事前の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。)



2 建物全体の外観写真(リフォーム工事前)

リフォーム工事計画確認を省略し、かつ、 リフォーム瑕疵保険を利用しない方用

工事前

## 中古住宅適合証明申請書中古住宅適合証明書付表 6

(フラット35 (リフォームー体型)) (第八面)

※申請に係る	リフォー	・ム工事箇所に	こついて、 <u>I</u>	<u>【事前</u> の写真	を貼り付け	てください。
※本用紙はリ	フォーム	工事実施箇所	f数に応じ、	適宜コピー	してご利用	ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)

•	・リフォーム工事実施箇所(工事前)